

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成23年11月21日(月)午後2時00分

場 所 津市久居南庁舎 3階 301・302会議室

出席部会委員 25 おおい大井 かずし一司・26 かさい笠井 かつみ克己・27 すずき鈴木 てるまさ照正・28 たぐち田口 よしのり慶則
29 ほりかわ堀川 ただしげ忠重・30 もろと諸戸 よしあき善昭・31 たなか田中 たけつぐ竹次・32 はせがわ長谷川 ひろし博
33 もりやま守山 たかゆき孝之・35 いけだ池田 まさし昌司・36 もりた森田 まさたか正孝・37 あかほり赤堀 よしお嘉夫
38 なかがわ中川 かずお和雄・39 はぎの萩野 ただし忠司・40 むかいだ向田 ただみ忠美・42 かたおか片岡 まさいく眞郁
48 わたなべ渡邊 てるかず晃一

以上17名

欠席委員 なし

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 32番 はせがわ長谷川 ひろし博・33番 もりやま守山 たかゆき孝之

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・使用貸借)

議案第5号 競売買受適格証明願について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	それでは入らせていただきます。 議事録署名人を指名させていただきますのでお願いします。 32番 長谷川委員、よろしいですか。
長谷川委員	はい。
議 長	では、33番 ^{もりやま} 守山委員。ご両人、よろしく申し上げます。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。 まず始めに、会長の専決等の報告事項に入ります。 報告第1号から報告第3号につきまして、事務局から一括して説明願います。
事 務 局	議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 須ヶ瀬町古里 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 971㎡、外4筆で、合計5,083㎡。 これにつきましては、農用地利用権設定を、貸人・借人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。 3ページにかけて、他の2番から12番についても同じく利用権設定を合意解約したものであります。 以上、件数は12件で49,089㎡、この内訳は田であります。 4ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1、地区 久居、届出者 _____、届出地 新家町中野 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 593㎡、外10筆で、合計9,203㎡、取得年月日 平成22年7月12日、取得事由 _____から相続。あっせん等の希望はございません。 番号2、地区 波瀬、届出者 _____、届出地 一志町波瀬会下 _____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 707㎡、外8筆で、合計4,200㎡、取得年月日 平成23年3月22日、取得事由 _____から相続。あっせん等の希望はございません。 以上、件数は2件で13,403㎡、内容は、田が11,437㎡、畑 1,966㎡でございます。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 時効取得による所有権の移転についてでございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 4,408㎡、申請地 久居明神町南狭間 _____番、地目 畑、面積 31㎡、取得年月日 昭和48年9月28日、外1筆で、合計279㎡。 これにつきましては、権利者の _____ は、昭和48年9月ごろより義務者の

名義の申請地を畑として耕作し、占有してきたものであります。20年以上所有の意思をもって平穏かつ公然に占有を継続しているため、時効を取得しようとするものであります。

番号2、地区 庄村、受人 _____、面積 6,368㎡、渡人 _____、面積 317㎡、申請地 一志町庄村南出_____番、地目 畑、面積 317㎡、取得年月日 昭和27年11月1日。

これにつきましては、権利者の_____は、昭和27年11月ごろより義務者の_____名義の申請地を畑として耕作し、占有してきたものです。権利者のおじの_____がここに住所を置いてはいましたが、実際は畑の管理も納税も権利者が行っていたということで、_____の孫の_____が相続したことに伴い登記を整理したものです。20年以上所有の意思をもって平穏かつ公然に占有を継続しているため、時効取得をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

次に、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局の説明を願ひます。

事務局 7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 26,851.61㎡、渡人 _____、面積 26,851.61㎡、申請地 久居井戸山町東興_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,586㎡。

これにつきましては、渡人の_____は高齢のため、農業後継者で息子の受人 _____へ申請地を贈与するものであります。

番号2、地区 大三、受人 _____、面積 2,232㎡、渡人 _____、面積 3,069㎡、申請地 白山町三ヶ野談義穴_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,942㎡、外2筆で、合計5,667㎡。

これにつきましては、渡人の_____は高齢で後継者もなく、労働力不足のため、農業経営を縮小しようとするものです。受人の_____は、現在所有している田は水の確保が困難なため、後日、4条申請の上、植林し、かわりに申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものであります。

番号3、地区 竹原、受人 _____、面積 4,515.22㎡、渡人 _____、面積 3,180㎡、申請地 美杉町竹原小谷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 195㎡。

これにつきましては、受人の_____は、渡人の_____が病気により耕作が困難なため、申請地を譲り受け、農業経営を拡大しようとするものです。

以上、件数は3件で7,448㎡、その内訳は、田 5,667㎡、畑 1,781㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局より報告がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。

大井委員 25番 ^{おおい}大井です。この11月14日の日に現地確認に行っていました。場所は近鉄久居駅の東側に自衛隊の駐屯地がありますけれども、そのずっと東に唯一の_____というのが昔からあるんですが、そのちょうど北側、裏側に当たる部分でして、周囲は梨畑なんですけど、今回の案件は畑ということで、トラクターできれいに整地された畑でした。特に問題ないものと思いますので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
2番、お願いします。

森田委員 36番 ^{もりた}森田です。去る14日の午後から、事務局2名、地元委員3名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては、桜で有名な亀ヶ広と、それから北側に国道165号線が通っておりますが、その中間ほどで、ちょうど近鉄線が通っています。真ん中、間にですね。その近鉄よりも北側で、_____があるんですが、_____の、どちらかというたら一番東側の端の近くということで、そこに一級河川の三ヶ野川が通っておりまして、その三ヶ野川の右岸側でございます。既に圃場整備をされておりまして、きれいに管理がされておりました。ということで、内容につきましては事務局説明のとおりでございますので、よろしくご審議していただけますようお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
3番、お願いします。

萩野委員 39番 ^{はぎの}萩野でございます。11日の日に事務局の松永さんと2人で現地に行きまして、説明があったとおりでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局の説明を願います。

事務局

8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 新家町岸林前 _____番、台帳地目 畑、現況地目 田、面積 400㎡。

これにつきましては、_____の農家が、共同所有している農機具の格納庫に困っていたので、昭和56年ごろに農業用倉庫を建築してしまったものです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 家城、申請者 _____、申請地 白山町南家城町田 _____番3、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 26㎡。

これにつきましては、申請者 _____の父は、昭和33年ごろに居宅並びに製パン業のための工場と倉庫を建築してしまったものであります。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 竹原、申請者 不在者 _____ 不在者財産管理人 _____、申請地 美杉町竹原見栗 _____番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 39㎡。

これにつきましては、申請者の不在者 _____財産管理人 _____より申請があったもので、不在者の _____の住所地の竹原 _____番屋敷は、名松線の家城駅から伊勢奥津駅間の延伸開業に伴い昭和10年12月5日に軌道敷地に買い上げられ、転居後の住所と相続人は不明です。財産保全のため現地を不在者財産管理人である _____が調査したところ、現地は杉が植林され山林の状態となっておりますことから、現況に即した転用を行おうとするものであります。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で465㎡、その内訳は、田が65㎡、畑が400㎡でございます。

いずれの案件も、農地法第4条第2項には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員

28番 ^{たぐち}田口です。事務局の説明のとおりでございますので、よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございます。

2番、お願いします。

浅井委員

34番 ^{あさい}浅井でございます。14日の日に、事務局2名、地元委員3名、5

名で現地の確認を行いました。場所は_____を道挟んで東側に_____があるんですが、そこが現地でございます。申請理由につきましては事務局の説明どおりでございます、何ら問題がないという確認をいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。
3番、お願いします。

萩野委員 39番 萩野でございます。事務局の説明のとおりでございますけれども、ややこしいようになっておりますけれども、昭和10年といいますと私ども記憶がございませんので、信用いたしますれば、事務局に行って話を聞かせてもらった状態でございますので、間違いないと思ひます。よろしくお願ひします。事務局の説明のとおりでございます、今般の案件は、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。
ただいま地元委員より説明がございましたけれども、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。
はい。

守山委員 ちょっと参考のために、3番の、萩野さん、竹原のこの案件なのですけれども、これ今からまだ続くと言うけれども、これやはり山里というか、もう既にその辺は一体が耕作放棄地であって、それでもう既に山林になつると、そういうような現状のところですか。

萩野委員 そうです。

守山委員 ああ、そうですか。この近辺は、もう皆そういうことですか。

萩野委員 私らが物心ありましたころには、10軒ぐらゐの開拓者がみえて部落をつくってみえたのですけれども、今ただ1件残っておりますわ、その方は。でも、皆田んぼをやりに見えたのですけれども、今はそれがもう田んぼもやめてしまつて、木が大きくなつています

浅井委員 あれ、_____さんだけですな。今は、住んでないの。

萩野委員 それで、ちょっと見てもらつたら昔からの、もう見事な吊りの標識です。

守山委員 はい、ありがとう。

萩野委員 また今月よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。
ほか、皆さん、よろしいでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号を許可いたします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>9ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 大井、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町井関北垣内_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 103㎡。 これにつきましては、受人の_____は申請地隣地に宅地を購入しましたが、車1台分しか駐車できないため、渡人の_____より申請地を譲り受け、駐車場2台分にしようとするものです。 番号2、地区 川口、受人 _____。これは競売によるものでございます。申請地 白山町川口出湯田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 373㎡。 これにつきましては、受人の_____は津市にも事業を展開しており、競売により申請地を取得し、資材置き場として利用しようとするものであります。落札してから改めて農地法第5条の許可申請手続をしておりますと日数もかかりますので、買受適格証明と同時に当該申請をしていただき、落札した場合は農地法第5条の許可書を交付することになっております。農地区分は第2種農地と判断されます。 番号3、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 323㎡、外1筆で、627㎡。 これにつきましては、受人の_____は、隣接の資材置き場が手狭になってきたため、渡人の_____より申請地を譲り受け、資材置き場を拡張しようとするものであります。農地区分は第2種農地と判断されます。 以上、件数は3件で1, 103㎡、その内訳は、田が304㎡、畑が799㎡でございます。 いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。 ただいま説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。</p>
長谷川委員	<p>32番 長谷川でございます。15日の日に地元の委員と事務局の方で確認しに行きました。場所といたしましては、左側のちょうど集会所の前のほんに小さなところでございますが、これでも畑は畑なんですけれども、隣も畑でございますので、隣地のほうの許可もいただいておりますし、また、そのままで</p>

使用するらしいですもので、雨水のほうも自治会のほうの許可もいただいているそうでございます。あまり土も置かずに、そのままあそこへ車をとめられるということでございますので、近くも_____の駐車場にもなっております、何の迷惑もかかわり合いもございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。
2番、お願いします。

池田委員 35番 ^{いけだ}池田です。14日の日の午後から、総合支所2名と地元委員3名で現地を確認してまいりました。場所的には_____から約200m西側で、ちょうど名松線と白山美杉線のほうの間、名松線側寄りのところでございます。先ほど事務局のほうから説明のとおりでございます。問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。
3番、お願いします。

向田委員 40番 ^{むかいだ}向田です。案件の前に、先立っては私の不摂生から研修を欠席いたしまして、まことに申しわけございませんでした。
報告の案件について説明させていただきます。11月10日、事務局と確認させていただきました。ご説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員からの説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号を許可いたします。
引き続きまして、議案第4号 競売買受適格証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
議案第4号、競売買受適格証明願についてでございます。
番号1、地区 川口、競売対象農地 白山町川口出湯田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 373㎡、申請人 _____、競売参加理由 業務拡大のため取得したい。
これにつきましては、議案第3号の2番の関連でございまして、申請人の_____は競売対象農地を競売により取得し、資材置き場として利用するため、競売参加に必要な競売買受適格証明を受けようとするものであります。

以上、件数は1件で373㎡、その内訳は畑でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。

議 長 これ、何か皆さんご意見ありましたら。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、議案第4号を許可いたします。
議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。

事務局 11ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 大井、願出者 _____、申請地 一志町井関北垣内_____番、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 201㎡。
これにつきましては、申請人の_____の亡き祖父が、隣地の津市一志町井関
字北垣内_____番の宅地218.18㎡の土地と一体利用で宅地を建築したも
のです。家屋登記簿には、昭和7年6月14日付で祖父が建てた建物が表示さ
れているため、20年を経過していると判断されます。津市農業委員会非農地
証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、建物もしくは耕作物の建
造がなされており、当該土地が農地以外に供され、20年以上経過している要
件に該当しております。農地区分は第2種農地と判断されます。
以上、件数は1件で201㎡、その内訳は畑でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意
見をお伺いします。お願いします。

長谷川委員 この物件につきましても15日に行ってまいりました。先ほどの、4号議案
とよく似とるわけでございますが、この物件はちょうど_____の在所の一番真
ん中にあります。そしてそこに家が3軒建っておるんですが、その中の1軒に
おばあさんが長いこと住んでいたのですが、おばあさんが亡くなって、今はも
う空き家になっております。それが今、事務局が言われました、ちょうど1年
ごろに建てられて、おばあさんが平成12年に亡くなられて、それからもう空
き家になつとるということでございまして、それで一体化して_____が買われる
ということでございますので、何ら問題はないと思いますのでよろしく願い
をいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。い
かがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につい
て証明したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号を証明いたします。
続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。

久居地区は、新規 8件、再設定 25件、合計 33件でございます。面積は、田が86,011㎡、畑が20,103㎡、合計面積 106,124㎡でございます。

一志地区は、新規 8件、再設定 14件、合計 22件でございます。面積は、田が21,813㎡、畑は1,684㎡、合計面積 23,497㎡でございます。

白山地区は、新規 1件、再設定 4件、所有権移転 1件、合計 6件でございます。面積は、田が23,917㎡、畑が792㎡、合計面積は24,709㎡でございます。

美杉地区は、今回はございません。

合計件数 61件、内訳としまして、新規 17件、再設定 43件、所有権移転 1件でございます。合計面積、田が131,741㎡、畑が22,579㎡、総合計面積 154,320㎡でございます。このうち認定農業者集積状況でございますが、22件で、面積は55,667㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号について適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議された議案はすべて審議をいただきました。ありがとうございます。

何か皆さん方から報告がありましたら。事務局、よろしいか。

これをもちまして、第11回 第2農地部会を閉会します。

午後2時40分

上記は、第11回第2農地部会の議事を録したものである。

平成23年11月21日

議 長

出席委員

出席委員